

# 年金に関する手続き

## 11 死亡一時金の支給

### 手続きの説明

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者( )として保険料を納めた月数が、36月以上ある方が亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

- ・亡くなられた方が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給されていた場合は支給されません。
- ・遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、死亡一時金は支給されません。
- ・寡婦年金を受けることができる場合、死亡一時金とどちらか一方を選択します。

( )国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方(自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人など)。

併せて14ページの「12 遺族基礎年金の支給」、15ページの「13 寡婦年金の支給」もご覧ください。

### 申請書等

- ・国民年金死亡一時金請求書

### 持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

### 受付窓口

- ・国保・年金課国民年金係

### 期限

- ・お亡くなりになった日の翌日から2年以内

### 問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係      電話 5 4 3 2 - 2 3 5 6  
FAX 5 4 3 2 - 3 0 5 1

## 12 遺族基礎年金の支給

### 手続きの説明

国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

- ・遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、受給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。
- ・遺族基礎年金の支給を受けられることができる場合、死亡一時金は支給されません。子とは18歳になった年度の3月31日までの間にある子。20歳未満で障害等級1級または2級の障害状態にある子。

併せて13ページの「11 死亡一時金の支給」、15ページの「13 寡婦年金の支給」もご覧ください。

### 申請書等

- ・年金請求書（国民年金遺族基礎年金）

### 持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

### 受付窓口

- ・国保・年金課国民年金係

### 期限

- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内

### 問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係      電話 5 4 3 2 - 2 3 5 6  
FAX 5 4 3 2 - 3 0 5 1

メモ

---

---

---

---

## 13 寡婦年金の支給

### 手続きの説明

国民年金第1号被保険者( )として、保険料を納めた期間等が10年以上ある夫が亡くなったとき、その夫と10年以上婚姻関係があった妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ・亡くなった夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給していた場合は支給されません。
- ・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。
- ・死亡一時金を受けることができる場合、寡婦年金とどちらか一方を選択します。
- ・遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、受給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。

( )国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方(自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人など)。

併せて13ページの「11 死亡一時金の支給」、14ページの「12 遺族基礎年金の支給」もご覧ください。

### 申請書等

- ・年金請求書(国民年金寡婦年金)

### 持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

### 受付窓口

- ・国保・年金課国民年金係

### 期 限

- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内

### 問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係      電話 5 4 3 2 - 2 3 5 6  
FAX 5 4 3 2 - 3 0 5 1

## 14 未支給年金請求・受給権者死亡届の手続き (障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給 されていた方)

### 手続きの説明

年金を受給されていた方がお亡くなりになったとき、まだ受給されていない年金や、お亡くなりになった日より後に振込された年金のうち、お亡くなりになった月までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

国民年金、厚生年金、共済年金等を受給されていた方が亡くなられたときの手続きは、27 ページ「区役所以外での主な手続き」をご覧ください。

### 申請書等

- ・未支給年金請求・受給権者死亡届

### 持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

### 受付窓口

- ・国保・年金課国民年金係

### 期 限

- ・お亡くなりになった日の翌日から 5 年以内

### 問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係      電話 5 4 3 2 - 2 3 5 6  
FAX 5 4 3 2 - 3 0 5 1

メモ

---

---

---

---

---

---

---

---